

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
給湯器修繕
- 2 履行場所
横浜市金沢区東朝比奈2丁目53-1
横浜市立朝比奈小学校
- 3 契約日
令和6年12月2日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年12月24日
- 5 契約金額
100,100円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市南区新川町3-5
有限会社相模厨房
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
給食室用の給湯器の温度が上がらないことを発見した。早急に対応しなければ、給食提供に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立朝比奈小学校